



かわち



ふるさとかわち
祝田植え体験祭り
平成19年5月12日



秋の収穫が楽しみです!!

(写真：田植え体験祭りより)

<主な内容>

- 国民年金免除申請・医療福祉更新のお知らせ…P 2～3
- 平成19年度区長会開催……………P 4
- 農業者支援センターだより……………P 5
- 児童手当のお知らせ……………P 6
- 後期高齢者医療広域連合通信……………P 7
- 障害福祉係からのお知らせ……………P 10～11
- 生涯学習のとびら……………P 12～13

国民年金

保険料免除制度があります！

◆問い合わせ先◆
町民課年金医療福祉係
TEL 84 - 2111 (内線186)

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額(14,100円)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成19年4月～6月分の申請については、前々年(平成17年)の所得で審査を行います。

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付(3,530円) → 年金額1/2 ※平成18年7月実施
- ・半額納付(7,050円) → 年金額2/3
- ・4分の3納付(10,580円) → 年金額5/6 ※平成18年7月実施

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ◎4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ◎半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ◎4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成19年4月～6月分の申請については、前々年(平成17年)の所得で審査を行います。

(注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

申請の手続き

住民票のある市町村の国民年金窓口で申請してください。19年度の申請手続きは7月2日から受付します。
～手続きに必要なもの～

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書など）
- ・認印（本人が署名する場合は不要）
- ・申請する年度または前年度において、失業したことにより免除の申請を行うときは、雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明の添付が必要です。
- ・平成19年1月以降に転入された方は、前年の所得状況を証明するもの（例として、市町村の発行する課税証明書または、非課税証明書など）

免除申請の手続きが簡単になります！

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方（**申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけた方**）が、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請の提出が不要になります。

これまで、国民年金保険料の免除申請や若年者納付猶予の承認を受けるためには、毎年、お住まいの市町村の窓口へ申請書の提出が必要でしたが、平成18年度以降、全額免除と若年者納付猶予に限り、引き続き申請を希望される場合には、改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されることになりました。ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります。

※失業若しくは震災、風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは半額免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

年金加入記録の確認について社会保険庁からのお知らせ

皆様の大切な年金に関して不安を与え、心よりお詫び申し上げます。年金記録をもう一度確認させてください。

- ◎お電話でのお問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」0120-657830
(24時間、土日も受け付けております。)
- ◎来訪でのお問い合わせは最寄りの社会保険事務所へ。
- ◎インターネットのID・パスワード方式による方法については社会保険庁ホームページ
(<http://www.sia.go.jp/>)をご利用ください。

医療福祉費受給者証更新のお知らせ

◆問い合わせ先◆ 町民課年金医療福祉係 TEL 84 - 2111 (内線186)

重度心身障害者、母子家庭、父子家庭でマルフクを受給している方は、受給者証の有効期限が6月末となっておりますので、以下の日程により更新手続きをされますようお知らせいたします。

◎重度心身障害者

- ☆6月下旬に郵便にて申請書と受給者証を送付しますので、申請書の必要事項を記入して返信下さい。
- ☆未申告者、所得の確認ができない人は、役場での手続きになります。

◎母子家庭、父子家庭

対象地区	月 日	場 所	時 間
生 板 地 区	6月26日(火)	河内町役場町民課	午前9時～午後3時
源 清 田 地 区	6月27日(水)		
長 竿 地 区	6月29日(金)		
金 江 津 地 区	6月28日(木)	つつみ会館	午前9時半～午後3時

☆持参するもの 更新お知らせ葉書 印鑑 健康保険証

農業者支援センターだより



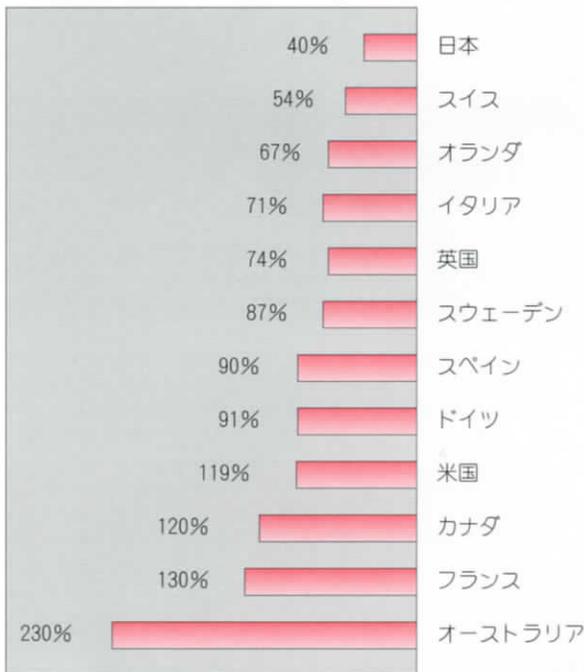
みなさんは、日本の食糧自給率がどのくらいか知っていますか！？

『食料自給率』とは！？

食料自給率とは、私たちが食べている食料のうち、どのくらいが日本で作られているかという割合のことです。食料自給率には3種類の計算方法があります。

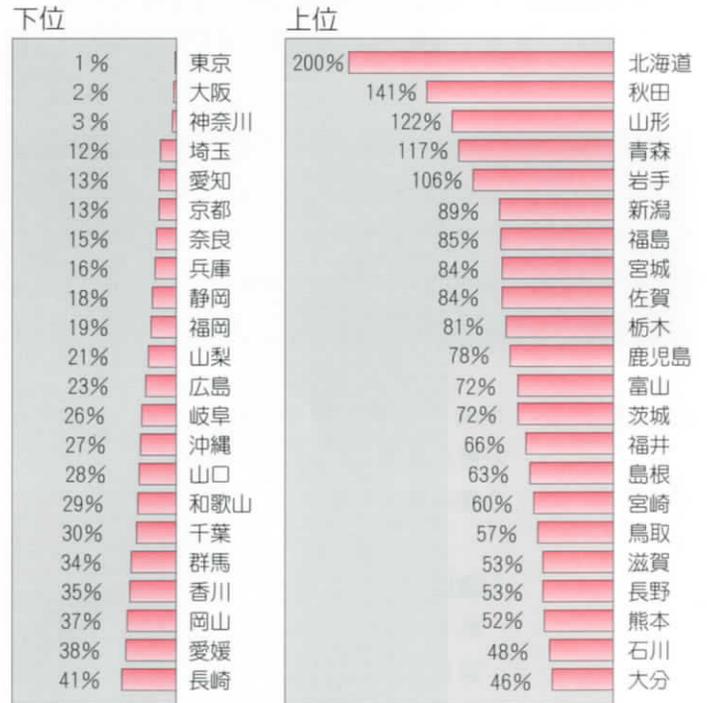
- ①おもさで計算 食料自給率…国内生産量、輸入量など、その食品の重さそのものを用いて計算した自給率の値を「重量ベース自給率」といいます。
- ②カロリーで計算 食料自給率…食料の重さは、米、野菜、魚、、、どれをとっても重さが異なります。重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した値を「カロリーベース総合食料自給率」といいます。日本のカロリーベース総合食料自給率は最新年度(平成17年度)で40%です。
- ③生産額で計算 食料自給率…カロリーの代わりに、価格を用いて計算した自給率の値を「生産額ベース自給率」といいます。日本の生産額ベース総合食料自給率は最新値(平成17年度)で69%です。

主要先進国食料自給率(カロリーベース)



- ・日本の食料自給率は「40%」と低迷している。
- ・日本は先進国の中で最低の水準である。
- ・日本の食は海外からの輸入なくして成り立たなくなっている。
- ・1965年(昭和40年)には73%あった自給率が、2002年(平成14年)は40%と低迷している。

「都道府県別」食料自給率(カロリーベース)



- ・茨城県の食料自給率は「72%」です。
- ・自給率の低い地域は、東京1%・大阪2%・神奈川3%です。
- ・世界中から買い集めた食糧の上に成り立っている実情が伺えます。
- ・独自に目標を設定し、自給率の向上を図る県もある。

※グラフは2002年の農水省調べ

◆問合せ先◆ 河内町農業者支援センター ☎ 84-2111 (内線156)

もう提出は済みましたか？ 児童手当現況届

～児童手当制度のご案内～

◆問い合わせ先◆
町民課児童手当係
TEL 84 - 2111 (内線186)

現在、児童手当を受給しているすべての方は、毎年6月中に児童手当の「現況届」を提出しなければなりません。「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◆ 現況届に必要なもの

- ① 児童手当現況届（用紙は6月中旬に受給者へ直接送付します。）
- ② 健康保険被保険者証（受給者が厚生年金加入者である場合）
- ③ 平成19年度児童手当用所得証明書
（平成19年1月2日以降に河内町に転入された場合）
- ④ その他、必要に応じて提出する書類があります。



◆ 提出期限：6月末日

※平成19年度児童手当用所得証明書等がすぐに発行されない場合は、「児童手当現況届」を期日までに提出してください。

現在、児童手当を受けていない方も※受給できる場合がありますので、新たに対象となると思われる方は、町民課まで申請手続きを行って下さい。

※申請結果は平成19年度住民税の賦課決定後（6月中旬以降）に該当、非該当の両者とも個別通知をしますのでご了承ください。

◆ **支給対象**：平成7年4月2日以降に生まれた児童を扶養している方

◆ **支給額**：3歳未満の児童
一律10,000円(月額)
3歳以上の児童
第1子 5,000円(月額)
第2子 5,000円(月額)
第3子以降 10,000円(月額)

◆ **支給時期**：毎年、2月・6月・10月に振込

◆ **平成19年度児童手当用所得制限限度額**
(平成18年中の所得)：右表参照

所得制限限度額 (単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円を加算した額)

老人保健制度で医療を受けている方へ

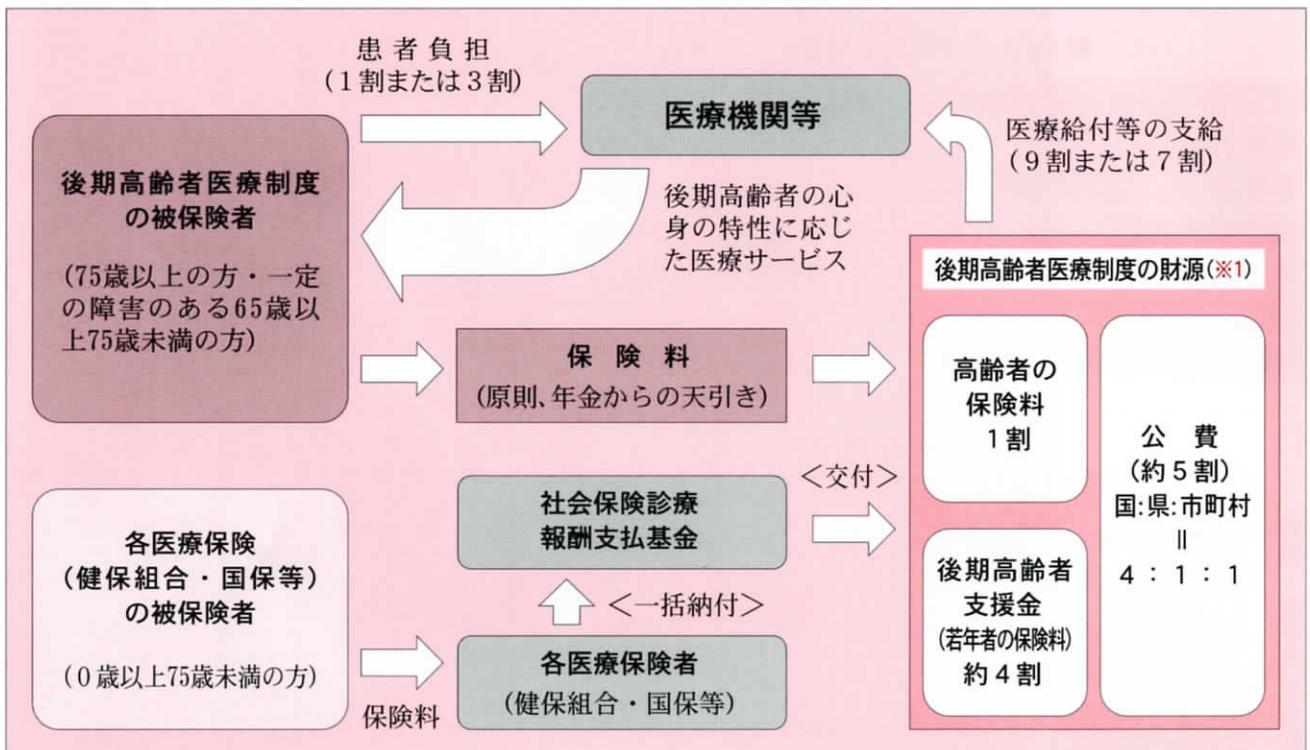
～平成20年4月から新しい後期高齢者医療制度が始まります!～

茨城県後期高齢者医療広域連合通信 Vol. 2

・後期高齢者医療制度6つのポイントについてお知らせします!

- ①75歳以上（一定の障害がある場合には65歳以上75歳未満）の方が対象となります。
- ②平成20年3月に新しい保険証（被保険者証）が一人に一枚送付されます。
- ③医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。
- ④保険料は、原則、年金からの天引きとなります。
茨城県後期高齢者医療の保険料は平成19年11月頃に決定する予定です。
- ⑤後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。
- ⑥各種申請等の窓口業務、保険料徴収業務は今までどおり市町村が行います。

・後期高齢者医療制度の運営のしくみ



※1 後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）が5割を負担、現役世代からの支援（若年者の保険料）が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者のみなさんから保険料として納めていただきます。

茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
Tel 029-309-1211 Fax 029-309-1126
詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
◆問い合わせ先◆ 町民課国保老人保健係 Tel 84-2111



環境にやさしいまちづくりをめざします

「くりーんプラザ・龍」

～龍ヶ崎地方塵芥処理組合～

平成18年度の可燃ごみの処理状況と排ガス測定結果をお知らせします。

町のごみ処理状況 (単位：t)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
燃えるごみ(プラスチックごみ含)	1,975	2,228	2,350
燃えないごみ	205	193	189
粗大ごみ	41	44	40
合計	2,221	2,465	2,579
人口(10月1日現在)	11,488人	11,371人	11,197人
1人当たり	193kg	217kg	230kg

町の資源物回収状況 (単位：t)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
紙類	361	342	349
布類	8	7	8
空き缶、鉄類	54	54	51
ビン類	100	104	102
ペットボトル類	16	17	17
合計	539	524	527

河内町のごみ処理状況について

平成18年度のごみ処理状況は、燃えるごみ2,350トン、燃えないごみ189トン、粗大ごみ40トンとなり、資源物回収状況は、紙類349トン、布類8トン、空き缶・鉄類51トン、ビン類102トン、ペットボトル17トンです。

燃えるごみ処理量を平成17年度と比較すると122トン

◆問合せ先◆ 都市整備課
Tel.8412921

可燃ごみの処理状況について

平成18年度の可燃ごみ焼却量は、35,564トンで平成17年度34,180トンと比較して1,384トン増加しております。

また、最終処分場への埋立処分量は、平成18年度4,129立方メートルで平成17年度3,741立方メートルと比較し388立方メートル減少しております。

可燃ごみ処理状況

項目	単位	平成17年度	平成18年度
可燃物焼却量	t/年	34,180	35,564
焼却灰・飛灰の溶融処理量	t/年	2,735	2,849
最終処分場埋立容量	m ³	118,400	118,400
埋立量(スラグ・ダスト固化物・不燃残渣・覆土)	m ³	3,741	4,129
埋立累計量	m ³	25,076	29,205
埋立残余容量	m ³	93,324	89,195

排ガス測定結果

項目	単位	国の排出基準	平成17年度	平成18年度
ばいじん量	g/m ³ N	<0.15	<0.01	<0.01
硫黄酸化物	ppm	<3,040	13.0	11.3
塩化水素	mg/m ³ N	<700	<70	<70
窒素酸化物	ppm	<250	47.0	46.0
一酸化炭素	ppm	<100	9.67	7.00
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	<1	0.017	0.028

ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定結果についてお知らせします。いずれの結果値についても国の排出基準を大きく下回っております。今後も「くりーんプラザ・龍」は周辺住民の皆様方に安心していただけるよう公害防止対策に万全を期するとともに電光掲示板による有害物質測定値の表示を行うなど、開かれた施設として運転管理を行ってまいります。

排ガス測定結果について

資料：龍ヶ崎地方塵芥処理組合

☎60-1777

龍ヶ崎地方塵芥処理組合の財政事情を公表します

地方自治法243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を次のとおり公表いたします。

平成19年5月1日

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

龍ヶ崎地方塵芥処理組合の財政状況

管理者 串田 武久

●平成18年度下半期(10月～3月)の財政事情書(平成19年3月31日現在)

平成18年度一般会計の執行状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	1,954,481	1,954,481	議会費	1,613	1,454
使用料及び手数料	168,525	164,666	総務費	215,092	203,837
財産収入	53,755	65,388	衛生費	908,247	691,080
繰入金	100,000	0	公債費	1,181,186	1,181,185
繰越金	27,706	27,706	予備費	3,000	0
諸収入	4,671	8,490	歳出合計	2,309,138	2,077,556
歳入合計	2,309,138	2,220,731	支出率(%)		89.9
収入率(%)		96.1			

※出納整理期間が5月31日迄となっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

平成19年度一般会計当初予算の状況(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	割合(%)	項目	予算額	割合(%)
分担金及び負担金	1,959,868	83.3	議会費	2,257	0.1
使用料及び手数料	168,333	7.2	総務費	208,407	8.9
財産収入	790	0.0	衛生費	878,082	37.3
繰入金	120,000	5.1	公債費	1,259,979	53.6
繰越金	20,000	0.9	予備費	3,000	0.1
諸収入	82,734	3.5	歳入合計	2,351,725	100.0
歳出合計	2,351,725	100.0			

組合所有財産の状況

土地	131,347㎡
建物	18,518㎡
車両	10台
基金積立金	397,940千円

組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 7,705,841千円

◆問合せ先◆ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課 TEL 60-1777

龍ヶ崎地方衛生組合財政事情を公表します

地方自治法243条の3第1項及び「龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を次のとおり公表いたします。

平成19年5月1日

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎地方衛生組合の財政状況

管理者 串田 武久

●平成18年度下半期(10月～3月)の財政事情書(平成19年3月31日現在)

平成18年度一般会計の執行状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	1,091,666	1,091,666	議会費	2,119	1,851
使用料及び手数料	32,717	29,400	総務費	276,854	264,982
財産収入	658	636	衛生費	352,886	250,675
繰入金	1	0	公債費	509,747	507,309
繰越金	18,480	18,480	予備費	2,000	0
諸収入	84	117	歳出合計	1,143,606	1,024,817
歳入合計	1,143,606	1,140,299	支出率(%)		89.6
収入率(%)		99.7			

※出納整理期間が5月31日迄となっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

平成19年度一般会計当初予算の状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	金額	割合(%)	項目	金額	割合(%)
分担金及び負担金	1,052,281	96.1	議会費	2,270	0.2
使用料及び手数料	31,869	2.9	総務費	256,663	23.4
財産収入	738	0.1	衛生費	337,101	30.8
繰入金	1	0.0	公債費	496,958	45.4
繰越金	10,000	0.9	予備費	2,000	0.2
諸収入	103	0.0	歳出合計	1,094,992	100.0
歳入合計	1,094,992	100.0			

組合所有財産の状況

土地	32,812.11㎡
建物	8,257.77㎡
車両	6台
基金積立金	139,276千円

組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 2,943,367千円

◆問合せ先◆ 龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 TEL 64-1144

障 害 福 祉

◆問い合わせ先◆

町民課障害福祉係

TEL 84-2111 (内線175)

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

詳しくは、上記問合せ先までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能及び小腸機能に永続する障害がある者。
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除及び減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
療育手帳	対象者	児童相談所(18歳未満)又は茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内容	IQ等の判定により、④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(18歳未満)、障害児福祉手当の受給(18歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除及び減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。
	援護内容	税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3カ月前から更新申請ができます。)

◇自立支援法

障害福祉サービス	内容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	費用	利用料の1割負担となります。
医療費	内容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	費用	医療費が1割負担となります。

◇補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じ判定の結果補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先のものがあります。)		
種類	視覚障害：盲人安全杖、義眼等。	聴覚・言語機能障害：補聴器等。	肢体不自由：義肢、装具、車いす等。
費用	基準額の1割負担となります。		

◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者(児)。(介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件もあります。)
種類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
費用	基準額の1割負担となります。

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	1級/月額50,750円、2級/月額33,800円(平成19年4月1日現在)
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けることが出来るときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額26,440円(平成19年4月1日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、又は、医療機関に3カ月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額14,380円(平成19年4月1日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けることが出来るとき、又は、施設に入所しているときは支給されません。
福祉手当(在宅障害児)	対象者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額3,000円(平成19年4月1日現在)
	支給制限	施設に入所しているとき、又は、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇重度障害者(児)住宅リフォームの助成

対象者	身体障害者手帳(下肢・体幹又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が、1級又は2級)及び、療育手帳(A)の交付を受けている者。(介護保険制度が優先。所得制限があります。)
内容	室内外における移動を容易にするためや、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改造に要する費用(60万円を限度)の4分の3(45万円)以内を助成します。

◇自動車税・自動車取得税の免除

条件	身体障害者本人が使用するか、又は、重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者の通院等に使用する車1台(自家用に限ります。)のみ免除。
----	---

◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、又は、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	---

◇NHK受信料の減免

条件	身体障害者が属する世帯で町長が低所得であると認める世帯や、重度の知的障害者が属する世帯でその世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や肢体不自由者(1・2級のみ)が世帯主の場合は半額免除となります。
----	---

知的障害者巡回相談のお知らせ

今年度当町において、下記日程により巡回相談が実施されることになりました。

期 日：平成19年7月25日(水) 午前10時～午後3時まで

場 所：河内町福祉センター

※相談には事前の予約が必要ですので、療育手帳の再判定が必要な方、新規で判定を希望される方などは、問合せ先までご連絡ください。

生涯学習のとびら

H19. vol.11

◆問合せ先◆

河内町長 3689-1

河内町教育委員会事務局生涯学習G

☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

第12回町民ゴルフ大会

- ◆期 日◆ 6月6日(水)
- ◆会 場◆ ニッソーカントリークラブ
- ◆主 催◆ 体育協会ゴルフ部



6月6日、ニッソーカントリークラブにおいて、第12回目となる『河内町民チャリティーゴルフ大会』が開催されました。

当日は、晴天のなか町内在住在勤のゴルフ愛好者109名が参加し、日頃の練習の成果を競い合いました。

競技終了後のパーティーでは、チャリティーで集まった金額(94,000円)が社会福祉協議会に寄付されました(左写真)。

大会の上位入賞者は次のとおりです。
(敬称略)

優勝	金澤 正	79	(ネット)
ベストクロス	石野 好男	72	

河内町体育協会事業

春季スポーツ大会 結果

春季ママさんバレーボール大会

- ◆期 日◆ 5月24日(木)
 - ◆会 場◆ 農業者トレーニングセンター
- | | |
|-----|---------|
| 優勝 | 河内クラブ |
| 準優勝 | スカイリバーB |
| 第3位 | スカイリバーA |

春季野球大会

- ◆期 日◆ 5月13日(日)・20日(日)
 - ◆会 場◆ 総合グラウンド
- | | |
|-----|----------------|
| 優勝 | デンジャラス |
| 準優勝 | MAS-SUN |
| 第3位 | レッドモンスターズ JAZZ |

ふるってご参加下さい!!

河内町歴史講座

- ◆日時◆ 平成19年7月15日(日) 午前10時～12時
- ◆会場◆ 河内町中央公民館 大会議室
(河内町長竿3689-1)
- ◆演題◆ 『常総の百姓一揆と義民顕彰』
～牛久・生板・立木の一揆と義民をめぐる～
- ◆講師◆ 河内町文化財保護審議会委員
鈴木 久 先生
- ◆問合せ◆ 河内町教育委員会事務局生涯学習グループ
電話 0297-84-2843

参加ご希望の方は電話でお申し込み下さい。
町外の方でも結構です。入場無料



生板の三義人供養塔(妙行寺)

第12回町民バレーボール大会

- ◆日時◆ 7月22日(日) 受付8:30～
- ◆会場◆ 農業者トレーニングセンター
- ◆参加資格◆ 男女混合による1チーム7名以上12名以内とする。
男子は4名を上限とし、チームの半数を超えてはならない。
原則として、在住在勤者で中学生以上。
- ◆参加料◆ 1名300円
- ◆競技種目◆ 一般の部(男女)(高校生以上)
- ◆試合方法◆ チーム数によりトーナメント戦または、リーグ戦を行い、
3セットマッチ(2セット先取)とする。
- ◆表彰◆ 優勝・準優勝・第3位
- ◆申込◆ 所定の申込書により、中央公民館まで お申し込み下さい。



ご来庁の皆様へ

河内町役場では、省エネ対策の一環として、下記のとおり取り組んでおりますので、ご来庁の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 空調機使用時の室内温度の適正化等、電力消費について適正な管理を行うこと
■冷房時の室内温度の適正化(室内温度28℃を目途)や、昼休み等における消灯等に努めること。
- 2 電力消費機器の利用におけるエネルギー使用の効率化を図ること
■家電機器、OA機器等の電力消費機器の利用に当たっては、必要に応じた容量の選択、機器の特性に応じた合理的な使用を心がけるとともに、不要不急時はこまめに電源を切ること。
- 3 夏季(6月から9月)の服装は公務員らしい服装を心がけ、業務に支障のない範囲でネクタイを不要とすること

平成19年6月1日

総務課

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～平成19年度総合健康診査のお知らせ～

がんの健診を同時に行う、総合健診を実施します。下記の日程で行いますので都合のよい日にお申し込みください。

1. 日程

検診日程	場 所	受 付 時 間	定 員
7月23日(月)	保健センター	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名
7月24日(火)	保健センター	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名
7月25日(水)	つつみ会館	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名
7月26日(木)	福祉センター	午前7時～7時30分	50名
		午前8時～8時30分	50名
		午前9時～9時30分	50名

2. 検査内容

検 診 名	対 象	料 金	備 考
結 核 検 診	16歳以上の方	無 料	
肺 が ん 検 診	40歳以上の方	無 料	必要な方に喀痰検査 (料金1,300円)
基 本 健 康 診 査	18歳以上の方	無 料	
前立腺がん検診	50歳以上の方	2,000円	
胃 が ん 検 診	40歳以上の方	1,000円	
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の方	500円	

※今年度40歳になる方は、肝炎ウイルス検診の対象になります。

※今回は総合健診ですので、がん検診を受ける方が対象となります。基本健診のみを希望される方は、12月の定期健診にお申し込みください。

※65歳以上の方には介護予防の観点から「生活機能評価」に関する検査やチェックが行われます。65歳以上の方は基本健診のみでも受付しますのでお申し込みください。

3. 申し込み方法

平成19年6月14日(木)～7月13日(金)までに保健センターに電話でお申し込みください。その際、地区、氏名、生年月日、住所、電話番号、健診内容等を伺います。

※集団健診ですので例年どおり多少時間がかかりますのでご了承ください。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682



河内町ミニバス女子が活躍中!

～第2回行方杯ミニバスケットボール大会優勝～

4月28日、29日に行方市北浦体育館で行われた第2回行方杯ミニバスケットボール大会において、河内町ミニバスケットボールスポーツ少年団(女子)が女子の部決勝トーナメントBブロックで優勝しました。

今大会には32チームが参加し、河内町ミニバスは、行方市から招待を受けての出場でした。大会では、前年度全国大会出場チームを破り、見事優勝を勝ち取りました。今年は、男女ともに活躍が期待されており、男女での県大会出場を目指し練習に励んでいます。

河内町ミニバスでは、バスケット好きな小学生を随時募集しています。全国の小学生とミニバスを通じて交流を深めたい、体験をしたい子はどんどん参加してください。初心者の子も大歓迎です。

◆連絡先◆

代表指導者

大竹重信(長竿3847)

TEL 84-3283



泥んこにないながら 田植えにチャレンジ!!

ふるさとかわち

「田植え体験祭」・「8周年感謝セール」

5月12日、子どもたちに昔ながらの田植え体験をしてもらい、自然と人とのふれあいを深めてもらおうと「田植え体験祭」(株ふるさとかわち主催)が開催されました。

当日は晴天に恵まれ、絶好の田植え日和となり、町内をはじめ近隣市町村や県外の家族連れ約300名が参加し、田植え体験を満喫しました。秋には、今回植えた苗を刈り取る収穫祭を開催する予定です。

田植えの最中には、秋の収穫を早くも楽しみにしている参加者の声も聞かれました。また、19、20日の両日には、直販センターふるさとかわち開店8周年感謝セールも開催され、両日ともに大勢のお客様で賑わっていました。





生活

精神保健相談

家に閉じこもっている、気分がイライラする、眠れない、など困ったことはありませんか？専門医や保健師が相談に応じます。

秘密は厳守しますので、安心して利用ください。料金は無料です。

◆実施日時

毎月第2・4火曜日
午後1時30分から

◆場所 竜ヶ崎保健所

◆利用方法

予約制になっておりますので、電話で予約してください。

◆問合せ先

竜ヶ崎保健所

保健指導課精神担当

TEL 62-2367 (直通)

見えないこと・見えにくいこと悩んでいますか？

盲学校では、見えないこと・見えにくいことで日常生活や学習面で自分の力を十分に発揮できないでいる乳幼児や児童生徒とその保護者ならびに成人の方のために、次のような相談・支援を行っています。また、学校や医療・福祉・労働関係機関からの相談にも応じています。

◆相談・支援の内容

- ①視覚に障害のある乳幼児に関する相談・支援
- ・育児について
- ・保育所や幼稚園での生活について

6月の納税

- ◆ 町 県 民 税 1 期 ◆
 - ◆ 国民健康保険税 2 期 ◆
 - ◆ 介護保険料 2 期 ◆
- 徴収日は7月2日です

②小中学校や高等学校に在籍する視覚障害児童生徒に関する相談・支援

- ・使いやすい教材教具の紹介や貸し出し
- ・レンズなど視覚障害を補うための用具の紹介と体験
- ・日常生活や学校生活について
- ・進路に着いて
- ③成人（中途視覚障害者）に関する相談・支援
- ・社会復帰に向けて
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得について
- ・視覚障害者に関する機関の紹介

◆相談を希望するときは

まず、電話・FAX・電子メールなどで教育相談担当者にお問合せください。その際、「教育相談をお願いします」

募集

裁判官事務官Ⅲ種試験

と伝えてください。担当の者がお話を伺います。

◆問合せ先

茨城県立盲学校
学習支援・相談部
〒310-0055
水戸市袴塚1-3-1
TEL 029-221-3388
FAX 029-225-4328
E-mail: shien@baraki-sd.ed.jp

◆受付期間

7月17日(火)～25日(水)まで

◆受験資格

昭和61年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた者

◆第一次試験日

9月16日(日)

◆第一次試験科目

教養・適性試験(択一式)

作文試験

◆第二次試験日

10月中旬～10月下旬

◆第二次試験科目

口述試験(個別面接)

◆問合せ先

水戸地方裁判所事務局総務課

人事第一係

TEL 029-224-8421

http://www.courts.go.jp/

ねりんピック茨城2007
大会ボランティア募集

11月に開催するねりんピック茨城2007では、全国からの参加者を温かく迎えるため、大会運営ボランティアを県民の皆さまから広く募集しています。

◆応募資格

- ①県内に在住、在勤、在学する方
- ②平成4年4月1日以前に生まれた方(ただし、18歳未満または高校生の方は、保護者の同意を必要とします。)

◆期間

平成19年11月9日(金)から13日(火)まで

※平成19年8月または9月に事前説明会を開催する予定です。

◆場所

J R 水戸駅、J R 石岡駅、J R 日立駅、J R 土浦駅、TX つくば駅、笠松運動公園、ひたちなか市総合運動公園、つくば国際会議場、県つくば美術館、結城市民文化センター「アクロス」、県民文化センター

◆申込方法

応募用紙に記入のうえ、郵送またはFAXでお申込みください。

※応募用紙は県関係機関、役場町民課、福祉センター、つみ会館に配置しています。専用HPからもダウンロードすることもできます。

◆**申込締切**
平成19年6月29日(金) 郵送の場合は消印有効

◆**問合せ先**
ねりんピック2007実行委員会事務局

TEL 029-301-3338

FAX 029-301-3339

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/neurin/>

放送大学10月入学生募集

放送大学では、今年度の第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学は、テレビ・ラジオによる授業と面接授業を受けて単位を修得する通信制の大学で、教養学部と大学院があります。

今回の募集は、教養学部が、4年間以上在学して学資の習得を目指す全科履修生、希望

する科目を1年間学ぶ選科履修生、半年間(1学期)学ぶ科目履修生です。

大学院は修士選科生(1年間)と修士科目生(半年間)です。出願期間は、8月15日まで。無試験です。

希望者には募集要項(願書)を無料でお送りいたしますので、電話、はがき等で先までご請求ください。

◆**問合せ・請求先**
放送大学茨城学習センター
〒310-0056
水戸市文京2-1-1(茨城大学内)

TEL 029-228-0683

FAX 029-228-0685

ご案内

不妊専門相談センター

のご案内

不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が、無料で相談をお受けしています。どんなことでもお気軽にご相談ください。

◎こんな悩みのある方は当センターへ

・子どもがほしいけど、なか

なか妊娠できない。

・不妊の治療や検査ってどんなことをするのかしら？

・これまでいろいろ治療を試したけれど・・・
・病院ではゆっくり相談にのってもらえない。

・夫や周りとの関係で悩んでいるのだけど・・・
・治療の費用ってどれくらいかかるのかしら？

・不妊治療費の助成制度ってどんな制度かしら？
・パートナーと一緒に相談したい。

・体外受精や顕微受精について教えてほしい。
・男性不妊について教えてほしい。

・県内の病院情報を知りたいなど。

◆場所・期日・時間

茨城県南生涯学習センター
土浦市大和町9-1ウララ5階
第2・4日曜日(午前9時～正午)

第1・3木曜日(午後6時～9時)

◆申込み方法

相談は、電話予約による完全個別面接方式です。

受付先 茨城県産婦人科医会

TEL 029-241-1130

受付時間 月～金曜日の午前9時～正午、午後1時～3時

◆**問合せ先**
茨城県子ども家庭課

TEL 029-301-3257

FAX 029-301-3269

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/hukyoku/hoken/jifuku/funincentre/funincentre.htm>

不妊治療費助成事業のご案内

不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成します。

1回の治療につき10万円を限度に、1年度あたり2回まで、通算5年間の助成です。

◆対象となる治療

体外受精、顕微授精

※やむを得ず治療を中断した場合および凍結融解胚移植も助成の対象となります。ただし、採卵に至らない場合は、助成対象となりません。

◆対象者

次の全ての要件に該当している方が対象となります。

①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれかの一方が県内に住所を有すること

②夫及び妻の前年(1月から

5月までの申請については前々年)の所得の合計額が730万円未満であること

③茨城県が指定した医療機関において実施した治療であること

◆申請窓口

住所地を管轄する保健所

◆県内の指定医療機関

筑波大学附属病院産婦人科

(つくば市)

TEL 029-853-3879

筑波学園病院産婦人科

(つくば市)

TEL 029-836-1355ほか

◆申請に必要な書類

①茨城県不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)

②茨城県不妊治療費助成事業

受診等証明書(様式第2号)

③医療機関発行の領収書※原本提出(返却可)

④住民票(概ね1カ月以内のもの)

※夫婦とも日本国籍で世帯が同一の場合、続柄が夫婦であることがわかるものを1通とする。

⑤夫及び妻の所得証明書(控除の記載のあるもの)各1通

・平成19年4月1日から20年1月末日までの間に治療が終了した場合は、20年3月末日

までに申請してください。

・20年2月または3月に治療が終了した場合は、原則として3月末日までに申請していただきますが、やむを得ない事由がある場合は、4月以降に申請ができますので、保健所にご相談ください。

◆問合せ先

子ども家庭課

TEL 029-301-3257

TEL 029-301-3269

http://www.pref.ibaraki.jp/life/hoken/jifuku/jifuku_041.html

県政出前講座のご案内

県では、県民の皆様には、県政に対する理解を深めていただくとともに、県民の声を県政に反映させることを目的として、ご要望に応じ、職員が各種の集會等に出向き、県の施策等をわかりやすく説明しております。

今般、講座メニューの見直しを行いましたので、ぜひ、この機会にご利用いただきますようご案内いたします。詳しくは下記までお問合せください。なお、県ホームページも掲載しております。

◆対象

参加人数が概ね20名以上の集會等（参加費を徴収するなど、収益的事業として実施する場合などは対象外）。

◆経費

県職員の派遣費用は不要（会場設営の費用等は申込者負担）

◆申込み

希望テーマを選んでいただき、郵送、電話、ファックス、Eメールでお申込みください。

※テーマ・申込書等については茨城県のホームページをご覧ください。

◆問合せ先

茨城県政策審議室（調整担当）

TEL 029-301-2030

HP http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/seisaku/daemaie/top.htm

くりーんプラザ・龍

夏休み親子陶芸体験教室

夏休みの思い出に、親子でカップやマグカップを製作してみませんか。

◆日時

7月21日（土）、8月11日（土）
午前9時～正午

◆会場

くりーんプラザ・龍内陶芸工房

◆対象

2日間とも参加できる河内町・龍ヶ崎市・利根町在住で小学生のお子さんをもつ親子（2人1組）20組

◆講師

陶芸クラブどんぐり
池本豊子先生
根岸芙美子先生

◆費用

材料費として一組250円

◆持ち物

タオル・エプロン・上履き
またはスリッパ

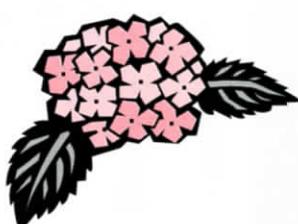
◆申込方法

7月18日（水）～20日（金）まで
（午前9時～午後4時）
電話または窓口でお申込ください。（土日祝除）定員になり次第締め切りいたします。

◆問合せ先

龍ヶ崎地方塵芥処理組合施設
課（くりーんプラザ・龍内）

TEL 60-1777



河内町職員募集

平成19年度職員採用試験（20年度採用）を次のとおり実施します。

◎試験区分・採用予定人員

- ・試験区分 事務等
- ・採用予定人員 若干名
- ・職務内容 一般事務及びケアマネージャー

◎受験資格

- 次の（1）に該当し、（2）のいずれにも該当しない者
- （1）年齢・資格等
- 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、高校卒業程度以上の学力のある者
- （2）欠格事項

詳細は、総務課まで問合せください。

◎試験の方法

試験は第一次、第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者に対してのみ行います。

▼第一次試験・・・公務員として必要な一般的知識などについての筆記試験と作文

▼第二次試験・・・面接による口述試験

◎第一次試験日・試験会場

・日時 9月16日（日）・会場 茨城大学

◎受験手続き

総務課に用意してある申込用紙に必要事項を記入の上、総務課に提出してください。提出は平日に限りです。

◎受付時間 7月2日（月）から7月31日（火）まで

◆問合せ先 河内町役場総務課

TEL 84-2111（内線121）

住民基本台帳カードが便利です!

住基カードはセキュリティの高いICカードで、写真付きカードは公的な身分証明書として利用できます。また行政手続の電子申請にも利用でき便利です。

◎住基カードの特徴

- ・高度のセキュリティ機能を備えたICカードです。
- ・写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。
- ・住民票の写しの広域交付、転出の手続き簡素化等で利用できます。
- ・公的個人認証サービスの電子証明書を保存することで、インターネットから各種行政手続が可能となります。

◆申込み方法◆

役場町民課窓口で交付申請書を提出してください。その際、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書と、写真付きカードを希望される方は、上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの写真が必要になります。交付手数料に500円かかります。

◆問合せ先◆

役場町民課住民係 84-2111 (内線183、184)

小型ガス瞬間湯沸器を使用されている皆様へ
最近、換気不良(換気扇を回さずに使用すること)により、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。小型ガス瞬間湯沸器を使用するときは、必ず換気扇を回しましょう。

自衛官募集

受験種目	2等陸海空士(男子)	2等陸海空士(女子)	一般曹候補生	航空学生
受験資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子	平成20年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者	平成20年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者
受付	年間を通じて行っています。	8月1日(水)~9月7日(金)	8月1日(水)~9月7日(金)	8月1日(水)~9月7日(金)
試験期日	受付時にお知らせします。	9月24日(月)、25日(火)	1次: 9月17日(月) 2次: 10月5日(金)~12日(金)の間の1日	1次: 9月22日(土) 2次: 10月13日(土)~10月18日(木)の間の1日 3次: 11月中旬~12月上旬の間に指定する日
場所	受付時にお知らせします。	別途各人に通知します。	受付時にお知らせします。	別途各人に通知します。

※詳しくは、下記までお問合せください。

茨城県龍ヶ崎市寺後3629-5 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所

TEL 64-3351 URL <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/> E-mail hql-ibaraki@pco.mod.go.jp

俳句

かわち俳句会

離農には踏み切れ難く田水引く

田沼 和子

諍いも夫婦の絆五月晴

川口 ふく

鯉のぼり嬰は二才と指を立て

橋爪 かん

こいのぼり風のなき日はのんびりと

寺田 節子

焼物の里は幾重の遠霞

大野 志げ子

山寺の暮色に染まる夕牡丹

吉田 四郎

空豆や故郷の香りのせて着く

杉原 利代

畦焼きの匂ひ残りて夕暮る

津根 としお

田水張り河内の空を沈めけり

若泉 栄治

浄土風乗りて母逝く遠霞

遠藤 正雄

背伸びして五月の風の中にある

大塚 一重

アライン濃ゆき親子の鯉のぼり

田中 康夫

烏雲に逝かねば逢えぬ友ばかり

鴻野 たけ

短歌

かわち短歌会

乳牛の姿水面に映るなり春の夕べの利根川の土手

青野 清一

庄司 登千子

日を浴びて膨らみて咲くチューリップこころ素直に一人見てをり

久松 浩洋

石山 候江

すぐそこにあの世の見える齢となり見え兼ねはうつつき際るとき

青木 保

澄みわたり星が降るかな手の中にメルヘンの世界心も輝く

暗きパイプを通りて来たる田の水は春の小川の潤ひ知らず

青木 保

19

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 7月2日(月) 午前10時～正午
7月17日(火) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館(7月2日)
つつみ会館(7月17日)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時30分
弁護士相談 水曜日
午後1時～4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 5月発生状況

	(前月比)	(累計)
発生件数(人身事故)	4件(-1)	(24)
死者数	0人(±0)	(0)
負傷者数	6人(-3)	(36)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	6人
おくやみ	13人
転入	17人
転出	28人

◆ 人口・世帯 ◆

平成19年6月1日現在

人口	11,062人	(-18)
男	5,467人	(-9)
女	5,595人	(-9)
世帯数	3,411世帯	(-1)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	学校教育G	☎84-3322
都市整備課	上下水道G ☎84-2361		生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
	建設環境G ☎84-2921	福祉センター		☎84-3699
つつみ会館	☎86-3740	保健センター		☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち(音声案内)		☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター		☎84-5455

◆ 休日診療当番医(7月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
1日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	鴻巣クリニック ☎0297-61-0151	秋本脳神経外科 ☎0297-64-3311
8日	角崎クリニック ☎029-787-6030	さくらクリニック ☎0297-65-1211	菊地整形外科 ☎0297-64-6111
15日	和田医院 ☎029-894-2412	青木医院 ☎0297-64-3131	斎藤クリニック ☎0297-64-3527
16日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	はたの内科松葉クリニック ☎0297-65-7282	みやお外科整形外科クリニック ☎0297-62-3761
22日	竹尾医院 ☎0297-86-2436	朝野循環器科クリニック ☎0297-62-0178	飯野クリニック ☎0297-60-2323
29日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	山村医院 ☎0297-66-0555	牛尾病院 ☎0297-66-6111

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-41-4199

救急医療情報システム ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(7月) ◆

資源回収日		燃えないごみ収集日	
A地区	3・17・31	C地区	10・24
B地区	12・26	D地区	5・19
燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日	
全地区	毎週月・水・金曜日	7月中の予約→8月4日	

広報

かわち

平成19年6月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>